

入管庁警第153号
令和2年9月30日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 長 殿
地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 支 局 長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部

警備課長 岡 本 章

(公印省略)

被収容者による遵守事項違反等に対する制止等の措置について（指示）

今般、被収容者による遵守事項違反等に対する制止等の措置における入国警備官による有形力の行使の結果当該被収容者が骨折するなどしたとして、損害賠償請求訴訟が提起された事案において、裁判所からの和解勧告を経て、原告との間で和解が成立しました。

法令上、被収容者による遵守事項違反等に対する制止等の措置における有形力の行使は、合理的に必要と判断される限度でのみ許容されるものであり、一般的な留意事項として、当該制止等の措置を講じるに当たっては、その結果として被収容者に対し骨折等の傷害を負わせるような事態を生じさせないよう、当該職務に従事する各職員がそれぞれの役割・立場に応じて細心の注意を払いながら対応する必要があります。

各官署におかれては、この機会に、被収容者に対する有形力の行使を伴う権限の行使に関し、上記の点を含む基本的な留意事項について、改めて関係職員に対し周知徹底をしていただきますよう指示します。